

休憩裁判通信

JR東海労新幹線関西地本
休憩裁判プロジェクト発行
2025年10月30日
No.9

休憩裁判 第5回口頭弁論開催!!

No. 2

休憩裁判通信No.8「休憩裁判第5回口頭弁論開催」で、原告準備書面（3）及び被告準備書面（2）に対して原告、被告双方が陳述したことを **No. 1** で掲載しました。また、裁判長が被告代理人に原告準備書面に対する反論不足を指摘するという展開であったことを明らかにしました。

原告浦谷さんから鋭い突っ込み!!

そして、裁判長が被告代理人に指摘した後、原告浦谷さんから被告代理人に対して、「被告準備書面（2）P7 {5. 本件当日の事実関係に関わる原告主張の誤り} で必要と認める部分に限って指摘すると主張されているけど、それ以外は特にこれ以上主張しないのか」の問いに、被告代理人は、それ以外はもうしないと答えました。

被告代理人が被告準備書面（2）で「原告主張の誤りである」と主張している事実関係は原告が、新大阪に帰着してからの管理者とのやり取りのみで、東京に到着後に東京第一運輸所の管理者とのやり取りに関しては必要と認める部分ではないと言うことを主張しました。

原告が東京やった管理者とのやり取りとは（一部を紹介）・・・

原告・・・えっ！このまま行く!?私ら、今言ったように4時間も遅れ、朝から何も食ってない。休憩できず食事も出来ないんですか？休憩させ食事させて下さいよ!

当直・・・今から行って頂いたら間に合います。

原告・・・それはひどい。休憩時間をくれないんですか？朝から7時間半も経っているんですよ!労基法違反になりますよ!それでも良いんですか!?

当直・・・はい。今から行って下さい。・・・・・・

原告が、東京で休憩時間も与えられず、食事もさせなかった事に対する管理者への抗議の以上の事実を被告代理人は必要と認める部分でないと言いました。言い換えれば、原告の主張通りということですよ!!

次回期日 12月18日 11時30分～大阪地裁810号法廷